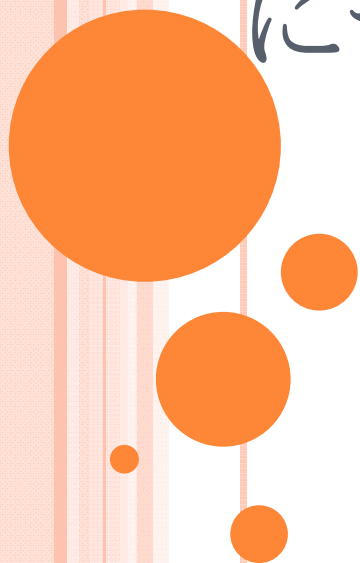


# 役員退職金の「業績勘案率」 について



## 基 本

当該役員の業績を考慮（独立行政法人通則法第52条）

## 算 定

退職手当の額は、在職期間1月につき、退職した日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、これに総務省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た金額。

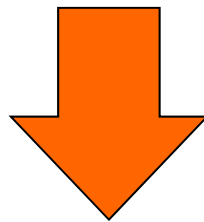


## 対象役員

- 理事長            青木 健
- 在任期間        平成19年1月1日～  
                         平成21年11月30日（35ヶ月）

# 業績勘案率について

- 適用対象となる期間は35ヶ月
- 業績評価は平成18年度～21年度の4期分
- 在職時における役員報酬において、業績評価の結果を勘案し、増額又は減額した実績はない
- 政策評価・独立行政法人評価委員会より、「業績勘案率は1.0を基本とし、これを超える場合は厳格な検討が必要」とされている



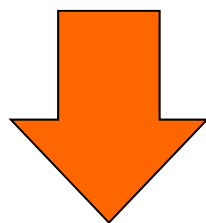
理事長が基金に在職した期間の業績と過去の基金の業績において明確な差がないことなどから、業績勘案率は、1.0としたい。

## 対象役員

- 理事            笹本 健
- 在任期間        平成19年10月1日～  
                         平成22年3月31日（30ヶ月）

## 業績勘案率について

- 適用対象となる期間は30ヶ月
- 業績評価は平成19年度～21年度の3期分
- 在職時における役員報酬において、業績評価の結果を勘案し、増額又は減額した実績はない
- 政策評価・独立行政法人評価委員会より、「業績勘案率は1.0を基本とし、これを超える場合は厳格な検討が必要」とされている



理事長が基金に在職した期間の業績と過去の基金の業績において明確な差がないことなどから、業績勘案率は、1.0としたい。